(前 略)

第4条 診療科に、科長及び副科長を置く。

- 充てる。ただし、必要がある場合には、医学研究 科、医学部又は病院の助教授又は講師をもつて充 てることができる。
- 3 科長は、診療科の業務をつかさどる。
- 4 副科長は、医学研究科、医学部又は病院の助教 4 副科長は、医学研究科、医学部又は病院の准教 授又は講師をもつて充てる。
- 5 副科長は、科長の職務を助ける。

- 第5条 病院に、中央診療施設として検査部、手術 6 センターに、検査部、手術部、放射線部、救急 部、放射線部、救急部、理学療法部、材料部、輸 血部、分娩部、人工腎臟部、病理部、病態栄養部、 医療情報部、集中治療部、デイ・ケア診療部、光 学医療診療部、総合診療部、臓器移植医療部、探 索医療センター、デイ・サージャリー診療部及び 地域ネットワーク医療部並びに遺伝子診療部、M E機器センター、分子細胞治療センター、感染制 御部、治験管理センター、外来化学療法部及び心 臓血管疾患集中治療部を置く。
- 2 部及びセンターの業務は、次の各号に掲げると 7 前各項に定めるもののほか、センターに関し必 おりとする。
 - (1) 検査部 患者の診療に必要な各種の臨床検査 に関すること。
 - (2) 手術部 手術の実施及び手術室の利用に関す ること。
 - (3) 放射線部

画像診断部門 患者の画像診断に関するこ

同位元素部門 患者の放射性同位元素検査 <u>に関すること。</u>

放射線治療部門 患者の放射線治療に関す ること。

第4条 (同 左)

- 2 科長は、医学研究科又は医学部の教授をもつて 2 科長は、医学研究科又は医学部の教授をもつて 充てる。ただし、必要がある場合には、医学研究 科、医学部又は病院の准教授又は講師をもつて充 てることができる。
 - (同 左)
 - 授又は講師をもつて充てる。
 - 5 (同 左)
 - 第5条 診療科に、外来医長及び病棟医長を置く。
 - 2 外来医長及び病棟医長は、医学研究科、医学部 又は病院の講師をもつて充てる。ただし、やむを 得ない事情があるときは、病院の助教をもつて充 てることができる。
 - 3 外来医長は外来患者の診療を、病棟医長は入院 患者の診療をそれぞれ分掌する。
 - 第6条 病院に、中央診療センター(以下この条に おいて「センター」という。)を置く。
 - 2 センターは、第6項に定める部及び室を総括す る。
 - 3 センターに、センター長を置く。
 - 4 センター長は、病院長が指名する副病院長をも つて充てる。
 - 5 センター長は、センターの業務をつかさどる。
 - 部、リハビリテーション部、医療器材部、輸血細 胞治療部、周産母子診療部、人工腎臓部、病理診 断部、疾患栄養治療部、集中治療部、内視鏡部、 総合診療部、臓器移植医療部、デイ・サージャリ 一診療部、遺伝子診療部、感染制御部、外来化学 療法部、心臓血管疾患集中治療部、女性のこころ とからだの相談室及び新生児集中治療部を置く。
 - 要な事項は、病院長が定める。

 改
 正
 前
 改
 正
 後

 (4) 救急部 救急患者の診療及びその施設の利用 に関すること。
 (5) 理学療法部 理学療法による患者の診療並び にその器材及び施設の利用に関すること。
 (6) 材料部 診療に要する器具、材料等の消毒及 び供給に関すること。
 (7) 輸血部 患者の診療に要する血液の確保及び 供給に関すること。

供給に関すること。 (8) 分娩部 分娩の介助、分娩時における産婦及び胎児の監視及び診療並びに初期新生児の保育

- び胎児の監視及び診療並びに初期新生児の保育 及び診療に関すること。
- (9) 人工腎臓部 人工透析による診療に関すること。
- (10) 病理部 患者の病理学的診断に関すること。
- (11) 病態栄養部 諸疾患の栄養代謝及びその診療 に関すること。
- (12) 医療情報部 医療情報システムの開発及びその利用に関すること。
- (14) デイ・ケア診療部 精神障害患者の社会復帰 のために必要な訓練及び指導に関すること。
- (15) 光学医療診療部 患者の診療に必要な内視鏡による検査及び治療に関すること。
- (16) 総合診療部 患者の初期診療及び医師等の研 修に関すること。
- (17) 臓器移植医療部 臓器の移植医療に関すること。
- (18) 探索医療センター 新たな医療の開発及びその臨床応用試験等に関すること。
- (19) デイ・サージャリー診療部 デイ・サージャリー診療及びその施設の利用に関すること。
- (20) 地域ネットワーク医療部 患者の退院計画及びこれに伴う地域医療機関等との連携に関する
- (21) 遺伝子診療部 遺伝性疾患に係る指導及び遺 伝子診療に関すること。
- (22) ME 機器センター 人工呼吸器その他の ME 機器の管理及び使用に関すること。
- (23) 分子細胞治療センター 分子細胞治療に要す る細胞の生産及び供給並びにその施設の利用に 関すること。
- (24) 感染制御部 院内感染症の制御、診断及び治療に係る指導に関すること。
- (25) 治験管理センター 医薬品等の治験・臨床試験に関すること。
- (26) 外来化学療法部 外来患者の化学療法に関すること。

- (27) 心臓血管疾患集中治療部 重篤な心臓血管疾 患に係る患者の診療に関すること。
- 第6条 前条の部に部長を、センターにセンター長 を置く。
- 2 部長及びセンター長(探索医療センター長を除 く。)は、医学研究科、医学部又は病院の専任の教 授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、 医学研究科、医学部又は病院の専任の助教授又は 講師をもつて充てることができる。
- 3 探索医療センター長は、病院長をもつて充てる。
- 4 部長及びセンター長は、部又はセンターの業務 をつかさどる。
- 5 特に必要があると認められるときは、部に副部 長を、センターに副センター長を置くことができ る。
- 6 副部長及び副センター長は、医学研究科、医学 部又は病院の助教授又は講師をもつて充てる。
- 7 副部長及び副センター長は、部長又はセンター 長の職務を助ける。
- 第7条 診療科に、外来医長及び病棟医長を置く。
- 2 外来医長及び病棟医長は、医学研究科、医学部 又は病院の講師をもつて充てる。ただし、やむを 得ない事情があるときは、病院の助手をもつて充 てることができる。
- 3 外来医長は外来患者の診療を、病棟医長は入院 患者の診療をそれぞれ分掌する。

第8条 第9条 第10条 (略) 第11条 2 3

- 4 副薬剤部長は、1名は医学研究科、医学部又は 4 副薬剤部長は、1名は医学研究科、医学部又は 病院の助教授又は講師を、1名は医学研究科、医 学部若しくは病院の助教授若しくは講師又は薬学 研究科の教授、助教授若しくは講師を、他の3名 は技術職員をもつて充てる。
- (略)
- <u>第12条</u> 病院に、小児予防接種治療室を置く<u>。</u>
- 2 前項の室に、主任を置く。
- 3 主任は、医学研究科、医学部又は病院の助教授 をもつて充てる。
- 4 主任は、室の業務をつかさどる。
- 第12条の2 病院に、女性のこころとからだの相 談室を置く。
- 2 前項の室に、室長を置く。
- 3 室長は、医学研究科、医学部又は病院の教授 助教授又は講師をもつて充てる。



- 病院の准教授又は講師を、1名は医学研究科、医 学部若しくは病院の准教授若しくは講師又は薬学 研究科の教授、准教授若しくは講師を、他の3名 は技術職員をもつて充てる。
- 5 (同 左)
- 第11条 病院に、探索医療センター、医療情報部、 地域ネットワーク医療部、治験管理センター、 療安全管理部、総合臨床教育・研修センター 療報酬業務センターを置く。
- 2 前項のセンター又は部に関し必要な事項は、 院長が定める。

改正	前	改	正	後
4 室長は、室の業務をつかる	さどる。_			
第12条の3 病院に、総合	臨床教育・研修センタ			
<u>ーを置く。</u>				
2 前項のセンターに、センタ				
3 センター長は、医学研究				
専任の教授をもつて充てる。				
4 センター長は、センター(の業務をつかさどる。			
第12条の4 病院に、診療	報酬業務センターを置			
<u><</u>				
2 前項のセンターに、センタ				
3 センター長は、病院長が				
つて充てる。				
4 センター長は、センターの	り業務をつかさどる <u>。</u>			
第13条		第12条		
$ \underline{\hat{\mathfrak{R}} 1 4 \hat{\mathfrak{R}}} \rangle$ (略)		第13条	〉 (同 左)	
第15条		第14条	J	
		附則		
		この規程は、	平成19年4月1日	から施行する。